

公売公告「その他事項」

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売財産を確認し、不動産については登記簿等を閲覧した上で入札してください。
- 2 入札当日には次のものが必要となりますので、必ず持参願います。
 - (1) 公売保証金（現金）
 - (2) 印鑑
※ただし、入札者が代理人の場合は代理人の印鑑、法人の場合は代表者印
 - (3) 入札する公売財産に対する買受適格証明書
 - (4) 陳述書
 - (5) 代理人が入札する場合は委任状
- 3 一度行った入札は、変更又は取消しできません。
- 4 最高価申込者の決定前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、その他必要と認めるときは、公売を中止します。
- 5 見積価額以上の入札者のうち、最高価額で入札したものを最高価申込者と決定します。
- 6 買受代金の納付前に公売財産に係る滞納金額の完納の事実が確認されたとき、又は買受代金納付後であっても取り消すべき重大な事由があるときは、売却決定を取り消します。
- 7 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消し、公売保証金は仙南地域広域行政事務組合に帰属します。
- 8 公売財産は、買受代金の全額を納付した時に公売財産を取得します。ただし、公売財産が農地法の適用を受ける財産である場合は、農地法第3条による許可を受けたときに、所有権が移転します。
- 9 地目変更を要する場合は、買受人が行うこととなります。
- 10 公売財産の権利移転につき、登記・登録を要する場合の登録免許税等は買受人の負担となります。
- 11 仙南地域広域行政事務組合は、公売財産について瑕疵担保責任を負いません。
- 12 その他、本件公売は国税徴収法の規定に基づく制限があります。
- 13 公売財産が土地の場合、境界については隣接地所有者と協議してください。
- 14 公売公告の内容は、執行機関である仙南地域広域行政事務組合で閲覧することができます。
- 15 入札者等が自己に関わる情報等を第三者に知られ若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、執行機関は何ら補償しません。
- 16 公売財産の内部及び周囲にある動産類やごみなどの撤去については、買受人自身の責任で行ってください。